

(仮称) 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 (素案) について

(付議の要旨)

世田谷区民会館第2別館（キャロットタワー26階）の運営について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、展望ロビーを活かした事業展開を図る。については、(仮称) 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 (素案) を取りまとめたので報告する。

1 主旨

世田谷区民会館第2別館は、平成8年12月に飲食提供可能な集会施設として、キャロットタワー26階に開設し、世田谷区立区民会館条例で規定されている。開設より約20年が経過しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、区民の交流の場の活性化、さらなる観光への取組みなどの観点から、事業運営の見直しが急務となっている。

このたび、今後の事業展開の基本的な考え方と条例素案を取りまとめたので報告する。

2 運営上の課題

- (1) 展望ロビーが西側にのみ開かれていて、東側（都心側）の展望はレストラン利用者しか見ることができない。
- (2) レストラン内の会議室の室数や運営時間、展望ロビーとレストランをそれぞれ設置することも条例等で定められており、事業者の創意工夫が活かしにくい。
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を踏まえた、観光事業の展開が必要である。

3 今後の事業展開の基本的な考え方

- (1) 施設全体を「展望ロビー」として位置づけ、施設目的を「区民同士の交流を促進し、及び区の観光の振興を図る」とことと規定し、(仮称) 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例を設置する。
- (2) 事業者は、区民との交流促進事業等を実施する。
 - ① 展望ロビーの来場者に飲食を提供する。
 - ② 展望ロビー内に着席で100名以上のパーティ・レセプション等が可能な個室（交流室）を確保する。
 - ③ 区民を対象としたイベントを企画し、開催する。
 - ④ 展望ロビー来場者に対して、個室（交流室）でのパーティ・レセプション等の利用時間を除き、東西側双方の展望を確保する。
- (3) 区は、利用回数の上限を設けた上で、事業者と連携し観光事業の展開や区民との交流促進事業を実施する。
 - ① セミナーやイベントの開催
 - ② 各種レセプションの開催
 - ③ 物産展等の開催
 - ④ オリンピック・パラリンピック関連事業の実施

- ⑤観光関連事業の実施
- ⑥食を通じた健康講座等の実施
- ⑦その他事業の実施

(4) 区は、利用料金制を採用し、原則として指定管理料は支払わない。

(5) 事業に伴う支出について

事業運営にあたっては、キャロットタワー管理組合管理費等で年間約3,150万円の支出が必要となるが、事業者負担とする。

(平成27年度の指定管理者の実績内訳)

- ・管理費 約1,830万円
- ・水道料金 約290万円
- ・電気料金 約1,030万円

(6) 事業者に収益が発生した場合の利益の還元方法等について検討する。

4 条例素案の内容について (別紙参照)

- ・目的及び設置
- ・位置、管理、事業
- ・休館日及び開館時間
- ・使用方法等
- ・指定管理者の指定の手續、指定管理者の業務等
- ・使用承認、使用条件、承認の取消し等、特別の設備等の使用
- ・使用权の譲渡等の禁止、原状回復の義務、損害の賠償、使用の制限等
- ・利用料金等の納付等、利用料金の減免等
- ・委任

5 今後の予定

(条例の制定)

平成28年	7月28日	区民生活常任委員会 (条例素案、区民意見募集)
	8月15日	区のおしらせ (区民意見募集)
	9月5日	区民意見募集〆切り
	11月4日	政策会議 (条例案)
	11月中旬	区民生活常任委員会報告 (条例案の報告)
	12月上旬	平成28年第4回区議会定例会 (条例を提案)

(新たな事業者の選定)

平成29年	2月13日	政策会議 (公募)
	2月下旬	区民生活常任委員会 (公募)
	3月~4月	公募期間
	5月	政策会議 (候補者の決定)
	5月下旬	区民生活常任委員会 (候補者の報告)
	6月	平成29年第2回区議会定例会 (候補者を提案)
	10月~	新事業者による運営開始

(現事業者の適格性審査)

平成28年	11月4日	政策会議 (選定方法 (平成29年4月~9月))
	12月中旬	区民生活常任委員会 (適格性審査)
	12月中旬~	選定期間 (適格性審査)
平成29年	2月13日	政策会議 (選定結果)
	2月下旬	区民生活常任委員会 (選定結果)
	3月初旬	平成29年第1回区議会定例会 (選定結果を提案)